

子ども・子育て支援法に基づく 「教育・保育の提供体制の確保」

保育等の現状、各市町村の計画及び既存施設の認定こども園への移行の見込みを踏まえ、県全体の教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を定めます。

教育・保育の提供区域の設定

- 県全域で1区域と設定します。

保育サービス等の提供に係る取組方針

- 本プランが目指す社会の実現に向けて、需要に応じた保育サービス等の質の向上や量の確保を図ります。

教育・保育施設及び地域型保育事業

- 市町村と連携しながら提供体制の確保を図ります。
併せて、届出保育施設等の認可化について、引き続き促進してまいります。
- 市町村間の情報共有や広域的な調整について、必要があれば、市町村計画の策定状況を踏まえ調整を行います。



地域子ども・子育て支援事業

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、地域子ども・子育て支援事業に掲げられる事業や、本県で実施されている特色のある事業を生かしながら、施設による教育・保育に限らない多様な保育サービスにより、県内の需要に対応します。



「やまがた子育て応援プラン(平成27年度～31年度)」の全文は県のホームページに掲載しています。

山形県

検索



<http://www.pref.yamagata.jp/>

やまがた子育て応援プラン(平成27年度～31年度)【概要版】

発行／山形県子育て推進部子育て支援課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話／023-630-2668 E-mail／ykosodate@pref.yamagata.jp

